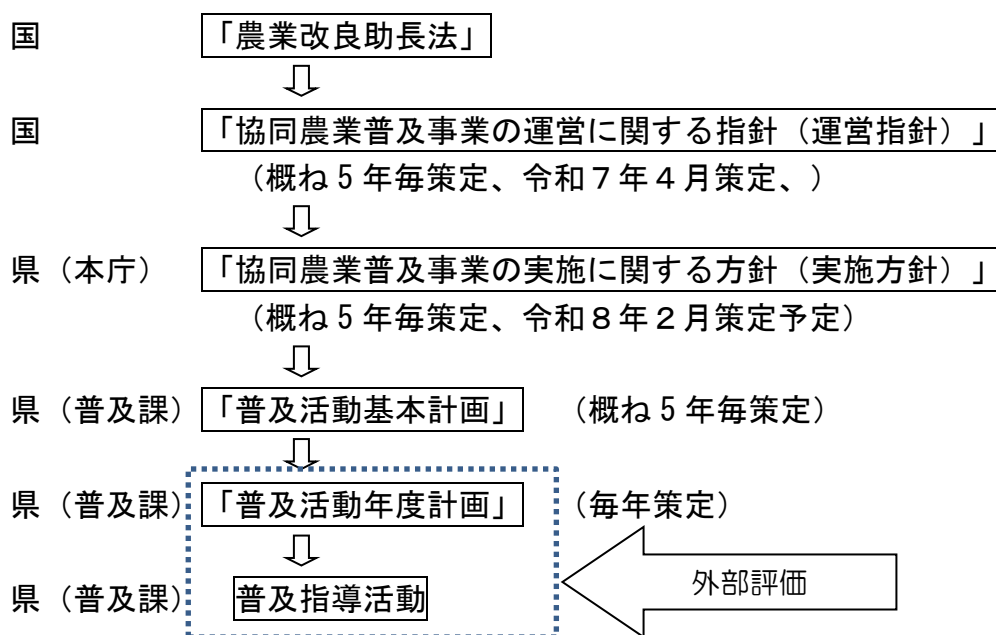


令和7年度普及指導活動の体制について

1 協同農業普及事業について

「協同農業普及事業」は、「農業改良助長法」に基づき国と県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接し技術・経営指導を行うもの。

県では、国の「運営指針」を基本として地域の実情を踏まえつつ「実施方針」を策定し、それに沿って農業技術普及課単位で「普及活動計画」を策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開している。



2 「山形県協同農業普及事業の実施に関する方針（実施方針）」（R8.2月策定予定）について

普及指導活動の基本は、地域における農業・農村振興の課題分析と農業者ニーズの把握を行いながら、専門的な知識・技術をもって対象者に働きかけ、課題解決と新たな取組を促す活動を行うものである。また、普及指導員はトータルコーディネーターとして、農業者、農業関係団体をはじめとした多様な関係者との連携構築や地域の合意形成を促進し、地域農業全体の活力を引き出す役割を担う。この普及指導活動を通じて、「農業者が豊かさを実感し、誇り・夢・希望が持てる農業」と「環境の変化に対応できる持続可能な食料供給県やまがた」の実現を目指す。

＜普及指導活動の課題（特に重点を置く課題）＞

- (1) 農業者の減少に対応した生産性の高い農業経営の確立
- (2) 稼げる農業の実現に向けた戦略的な生産、流通、販売と産業連携
- (3) 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換

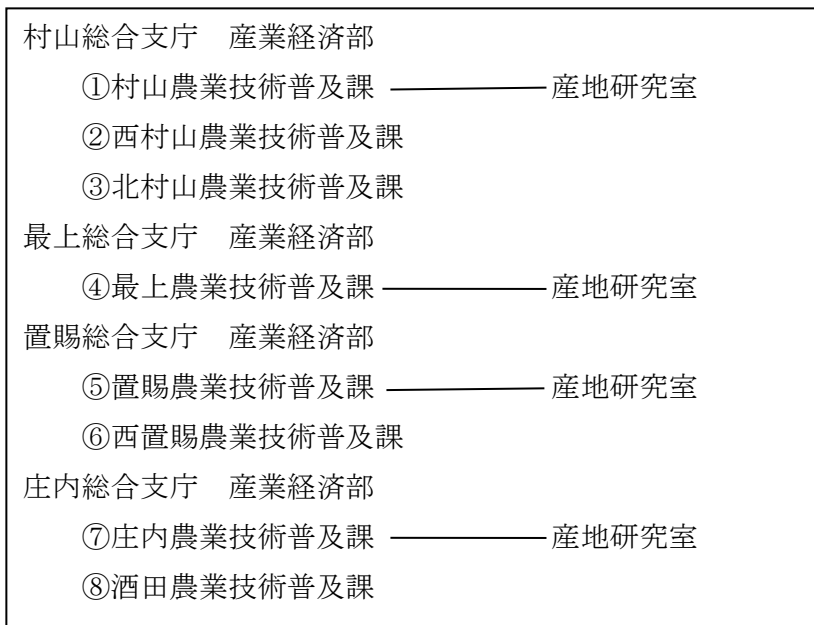
3 普及指導員の任用資格について

普及指導員として任用されるには、国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要がある。受験にあたっては、一定期間の実務経験が要件。

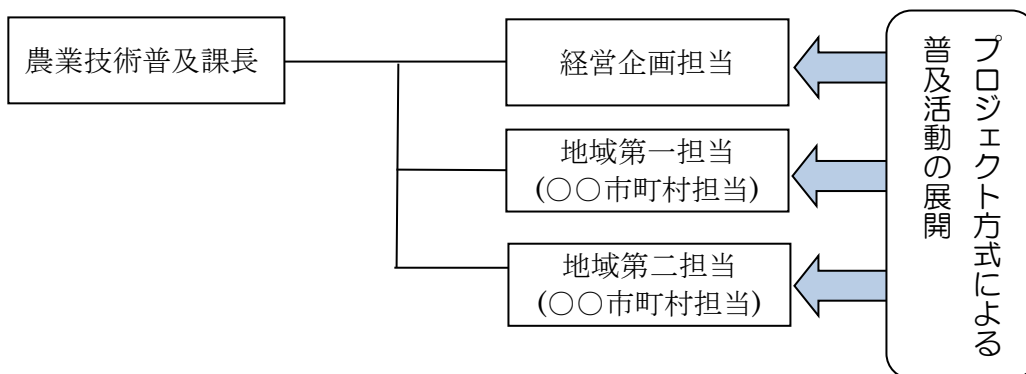
4 本県の普及組織体制

本県では、各総合支庁に8つの農業技術普及課を配置し（村山3、最上1、置賜2、庄内2）、「経営企画担当」と、「地域第一担当」及び「地域第二担当」の体制で、地域密着型の活動を行っている。

また、4つの総合支庁農業技術普及課には、園芸作物の産地形成を促進するため平成17年度から「産地研究室」を設置し、現地密着型の技術開発を一体的に進めている。



◆農業技術普及課の活動体制図



5 本県の普及職員数の状況

○農業技術普及課への配置状況（令和7年度）

地区	村山	西村山	北村山	最上	置賜	西置賜	庄内	酒田	合計
人数	23	15	17	17	16	14	22	16	140